

レセプト情報・特定健診等情報の提供 に関するガイドライン（平成28年6月 改正）との相違点について

各ガイドラインの目次

レセプト情報・特定健診等情報の提供におけるガイドライン

- 第1 ガイドラインの目的
- 第2 用語の定義
- 第3 レセプト情報等の提供に際しての基本原則
- 第4 レセプト情報等の提供を行う際の処理の例
- 第5 レセプト情報等の提供依頼申出手続
- 第6 提供依頼申出に対する審査
- 第7 審査結果の通知等
- 第8 提供が決定された後のレセプト情報等の手続
- 第9 提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合
- 第10 レセプト情報等の提供後の利用制限
- 第11 レセプト情報等の利用後の措置等
- 第12 提供依頼申出者による研究成果等の公表
- 第13 実績報告書の作成・提出
- 第14 レセプト等の不適切利用への対応
- 第15 厚生労働省による実地監査
- 第16 集計表情報の取扱い
- 第17 サンプルングデータセットの取扱い
- 第18 社会医療診療行為別統計の取扱い
- 第19 ガイドラインの施行時期

要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（案）

- 第1 ガイドラインの目的
- 第2 用語の定義
- 第3 要介護認定情報等の提供に際しての基本原則
- 第4 要介護認定情報等の提供を行う際の処理の例
- 第5 要介護認定情報等の提供依頼申出手続
- 第6 提供依頼申出に対する審査
- 第7 審査結果の通知等
- 第8 提供が決定された後の要介護認定情報等の手続
- 第9 提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合
- 第10 要介護認定情報等の提供後の利用制限
- 第11 要介護認定情報等の利用後の措置等
- 第12 提供依頼申出者による研究成果等の公表
- 第13 実績報告書の作成・提出
- 第14 要介護認定情報等の不適切利用への対応
- 第15 厚生労働省による実地監査
- 第16 集計表情報の取扱い
- 第17 サンプルングデータセットの取扱い
- 第18 介護給付費等実態統計の取扱い
- 第19 ガイドラインの施行時期

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインとの相違点

第1 ガイドラインの目的

	レセプト情報・特定健診等情報の提供 におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報 の提供に関するガイドライン（案）
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律第 16条第2項	<u>介護保険法第118条の2第2項</u>
データの 提供主体	保険者及び後期高齢者医療広域連合	<u>市町村</u>

第2 用語の定義

	レセプト情報・特定健診等情報の提供 におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報 の提供に関するガイドライン（案）
要介護者 等	(なし)	<u>要介護認定等の申請者</u>
収集する 情報	<ul style="list-style-type: none"> レセプト情報 特定健診等情報 	<ul style="list-style-type: none"> <u>要介護認定情報</u> <u>介護レセプト等情報</u>
情報の総 称	レセプト情報等	<u>要介護認定情報等</u>

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインとの相違点

第3 要介護認定情報等の提供に際しての基本原則

	レセプト情報・特定健診等情報の提供におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（案）
	（「第2 用語の定義」に基づく変更のみ）	

第4 要介護認定情報等の提供を行う際の処理の例

	レセプト情報・特定健診等情報の提供におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（案）
用語	医療機関・薬局コード	介護事業所番号

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインとの相違点

第5 要介護認定情報等の提供依頼申出手続

	レセプト情報・特定健診等情報の提供におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（案）
提供依頼 申出者の 範囲 （抄）	医療保険各法に定める医療保険者の中央団体 （国民健康保険中央会、健康保険組合連合会、全国健康保険協会、共済組合連盟、地方公務員共済組合協議会及び日本私立学校振興・共済事業団）	<u>国民健康保険法に定める国民健康保険団体連合会の中央団体</u>
申出書等の受付窓口	保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室	<u>老健局老人保健課</u>

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインとの相違点

第6 提供依頼申出依頼に対する審査

	レセプト情報・特定健診等情報の提供におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（案）
提供が可能となる場合（目的）	医療サービスの質の向上等	国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	第4.3版 平成28年3月	第5版 平成29年5月
有識者会議の審査を省略することができる利用※	（3）都道府県が医療法に基づき医療計画の策定のために利用する場合	（なし）

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインとの相違点

第7 審査結果の通知等

	レセプト情報・特定健診等情報の提供 におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報 の提供に関するガイドライン（案）
	（「第2 用語の定義」に基づく変更のみ）	

第8 提供が決定された後の要介護認定情報等の手続

	レセプト情報・特定健診等情報の提供 におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報 の提供に関するガイドライン（案）
提供窓口	保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室	<u>老健局老人保健課</u>

第9～第11

	レセプト情報・特定健診等情報の提供 におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報 の提供に関するガイドライン（案）
	（「第2 用語の定義」に基づく変更のみ）	

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインとの相違点

第12 提供依頼申出者による研究結果等の公表

	レセプト情報・特定健診等情報の提供におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（案）
<p>最小集計単位の原則</p>	<p>① 公表される研究の成果物において患者等の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。 また、集計単位が市区町村（政令指定都市の場合の行政区を含む。以下同じ。）の場合には、公表される研究の成果物において、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 人口2,000人未満の市区町村では、患者等の数を表示しないこと。 ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市区町村では、患者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。 iii) 人口25,000人以上の市区町村では、患者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。 <p>② 公表される研究の成果物において医療機関等または保険者の属性情報による集計数が、原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。</p>	<p>① 公表される研究の成果物において要介護者等の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。 また、集計単位が市町村の場合には、公表される研究の成果物において、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 人口2,000人未満の市町村では、要介護者等の数を表示しないこと。 ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、要介護者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。 iii) 人口25,000人以上の市町村では、要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。 <p>② 公表される研究の成果物において介護事業所または市町村の属性情報による集計数が、原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。</p>

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインとの相違点

第12 提供依頼申出者による研究結果等の公表

	レセプト情報・特定健診等情報の提供におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（案）
年齢の集計単位	<p>公表される研究の成果物において年齢区分が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること。</p> <p>なお、85歳以上については、同一のグループとすること。</p> <p>ただし、15歳未満については、産業・職業等の情報はなく個人の特定に利用できる情報は限定されるため、研究の目的に応じ、各歳別を可能とする。</p>	<p>公表される研究の成果物において年齢の集計単位が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること。</p> <p>なお、<u>65歳未満及び95歳以上</u>については、<u>それぞれ1グループ</u>として集計されていること。</p>
地域の集計単位	<p>① 特定健診等情報にかかる受診者の住所地については、原則として公表される研究の成果物における最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること。</p> <p>② 医療機関等または保険者の所在地の集計単位は、原則として公表される研究の成果物において最も狭い地域区分の集計単位は2次医療圏または市区町村とすること。</p> <p>③ ①又は②において市区町村で集計した場合は、保険者の特定を避けるため、保険者種別でのクロス集計を公表することは認めない。ただし、保険者の同意を得ている場合等はこの限りではない。</p>	<p><u>介護事業所の所在地又は要介護者等の保険者の集計単位は、原則として公表される研究の成果物において最も狭い地域の集計単位を市区町村とすること。</u></p>

レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインとの相違点

第13～第17

	レセプト情報・特定健診等情報の提供 におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報 の提供に関するガイドライン（案）
	（「第2 用語の定義」に基づく変更のみ）	

第18

	レセプト情報・特定健診等情報の提供 におけるガイドライン	要介護認定情報・介護レセプト等情報 の提供に関するガイドライン（案）
統計の名称	社会医療診療行為別統計	介護給付費等実態統計